## こどもわかもの地域活動支援事業実施要綱(案)改正点

	改正前	改正後
1	(助成の交付)	(助成の交付)
	第4条 助成金の交付内容は、以下のとおりとする。	第4条 助成金の交付内容は、以下のとおりとする。
	(1)助成額は、1団体200千円以内(千円未満切	(1)助成額は、1団体200千円以内(千円未満切
	捨)とし、予算の範囲内で交付する。	捨)とし、予算の範囲内で交付する。
	(2) 助成金は、総事業費が100千円以上1,000	(2) 助成金は、総事業費が100千円以上1,000
	千円以内の事業を対象とし、補助率は、助成対	千円以内の事業を対象とし、補助率は、助成対
	象経費の <u>2/3以内</u> とする。	象経費の <u>1/2以内</u> とする。
2	(審査会)	(審査会)
	第7条 申請のあった事業について、その適否を審査す	第7条 申請のあった事業について、その適否を審査す
	るため、審査会を置く。	るため、審査会を置く。
	2 審査会は、連合会の理事会にて決定する。	2 審査会は、連合会の理事会にて決定する。
		3 審査基準及び採択基準は別紙のとおりとする。
3	(事業の実績報告)	(事業の実績報告)
	第10条 助成金の交付の通知を受けたものは、助成の	第10条 助成金の交付の通知を受けたものは、助成の
	対象となった事業が完了した日以後1ヶ月以内、又は	対象となった事業が完了した日以後1ヶ月以内、又は
	当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報	当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報
	告書(別記第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて	告書(別記第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて
	会長に提出しなければならない。	会長に提出しなければならない。
	(1) 実施内容及び成果(別記第5号様式付表1)	(1) 実施内容及び成果(別記第5号様式付表1)
	(2) 収支決算書(別記第5号様式付表2)	(2) 収支決算書(別記第5号様式付表2)
	(3) その他の書類	(3) その他の書類
	①領収書及びその明細の分かるものの写し。ただし、	①領収書及びその明細の分かるものの写し。ただし、
	報償費については(第5号様式付表3)を使用するこ	報償費については (第5号様式付表3)を使用するこ
	ح ا	ح ا
	②記録写真、印刷物等(ポスター・チラシ、報告冊子	②記録写真、印刷物等(ポスター・チラシ、報告冊子

- 等)事業の内容の分かるもの
- ③事後アンケートに関するもの
- 2 前項に規定する書類を提出しない場合は、助成決定を取り消す。
- 等) 事業の内容の分かるもの
- ③事後アンケートに関するもの
- 2 前項に規定する書類を提出しない場合は、助成決定を取り消す。
- 3 助成を受けたものは、実績報告会で報告しなければならない。

## 4 | 附則

この要綱は、三重県青少年育成市町民会議連合会設立の 日から施行する。ただし、この要綱における各条項につ いては、別に定めるもの除き、平成31年4月1日を限 度として遡及する。

## 附則

この要綱は、三重県青少年育成市町民会議連合会設立の 日から施行する。ただし、この要綱における各条項につ いては、別に定めるもの除き、平成31年4月1日を限 度として遡及する。

この要綱は、令和3年7月17日から施行する。